

豊田景気実感調査

当所では、定期的な景気調査や的を絞ったヒアリング(実態調査)を行い、常に正確な経済情勢の把握に努めています。この度、昨年11月調査結果が公表されましたのでご紹介します。

景況感は横ばい、全国比の優位性が逆転

当所と豊田信用金庫が協同で年に2回実施。内閣府の「景気ウォッチャー調査(街角調査)」に準じて実施し、全国・東海地区と比較しています。

景気天気図(前回調査との比較)

【平成28年5月:前回調査】

	現状判断DI			
	家計	企業	雇用	総合
豊田	46.6	45.3	48.4	46.2
全国	42.2	45.0	48.9	43.5
東海	44.6	-	-	44.7

【平成28年11月:今回調査】

	現状判断DI			
	家計	企業	雇用	総合
豊田	43.8	49.3	50.0	46.4
全国	47.4	50.1	57.9	49.3
東海	44.2	-	-	49.5

前回調査の5月に対し、今回の景気実感では、全国同様総じて改善の方向になりましたが、横ばい圏内の微改善。これに対し、「全国」が明確な改善傾向を示し、豊田の全国対比における優位性が多くの部門で逆転されました。「中核市幸福度ランキング2016年版」(日本総合研究所)にて1位に輝いた豊田市ですが、景気実感においては全国との差が開くかたちとなりました。豊田市の経済が一面の「晴れ模様」になるよう、当所も全力を尽くしてまいります。

詳しくは [豊田景気実感調査](#)

※現状判断DI=「2~3か月前から現在までの景気の変化をどう感じますか?」という質問に対し5段階評価で回答数を集計し、それをもとに算出した数値

確定申告相談

決算・申告のお困りごとはありませんか? 毎年200件以上の事業所にご利用いただいている「確定申告相談」。当所が委託する税理士が対応いたします。お問合せ・ご予約は本支所までお気軽にどうぞ。

対象者 豊田商工会議所地区内(本所・上郷・高岡・猿投・松平地区)の小規模事業者
※確定申告書の作成指導を受けられる場合は勘定科目別、収支の合計をまとめてください。

申込み 予約が必要です。お近くの会場またはご都合の良い日に合わせて下記本支所へお申込みください。

内容 申告書作成の実務相談・確定申告書の作成指導
※株の配当、年金、譲渡、相続、贈与の申告は受付できません。

時間 13:30~17:00

- 持ち物**
- 決算書、確定申告書一式(昨年の控え)
 - 事業収入以外の収入がある場合の関係書類(給与所得や公的年金等の源泉徴収票)
 - 配偶者特別控除を受ける際の配偶者の収入金額
 - 支払った保険料の額(国民健康保険料、介護保険料等)
 - 各種所得控除証明書(小規模企業共済、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料等)
 - 医療費控除を受ける際の領収書(個人別、病院別にまとめて集計してください)
 - マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード(写)、個人番号通知カード(写)等)
 - 本人確認書類(運転免許証(写)、保険証(写)等)

平成28年度 確定申告相談 スケジュール

会場	日にち	
本所 ☎32-4593	2月	13(月)、14(火)、17(金)、20(月)、22(水)、27(月)
	3月	3(金)、8(水)、13(月)
上郷支所 ☎21-0019	2月	10(金)、13(月)、17(金)、20(月)、21(火)、27(月)
	3月	1(水)、2(木)、6(月)、7(火)、9(木)、10(金)、14(火)
高岡支所 ☎52-3047	2月	6(月)、10(金)、15(水)、16(木)、21(火)、22(水)、24(金)、27(月)
	3月	1(水)、2(木)、6(月)、8(水)、10(金)
猿投支所 ☎45-1212	2月	9(木)、13(月)、16(木)、17(金)、21(火)、22(水)、24(金)、27(月)、28(火)
	3月	2(木)、6(月)、8(水)、10(金)
松平支所 ☎58-0025	3月	1(水)、2(木)、3(金)、7(火)、8(水)、9(木)

「マイナンバー」の取り扱い

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入により、平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、「提出書類へのマイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要になります。下記をご参照いただき、必要書類をご確認ください。確定申告手続きに関する情報は、国税庁HP(<https://www.nta.go.jp/>)をご確認ください。

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類	<ご本人のマイナンバーを確認できる書類> ● 通知カード ● 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限ります)などのうちいずれか1つ
身元確認書類	<記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類> ● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証 ● パスポート ● 身体障害者手帳 ● 在留カード などのうちいずれか1つ

■ 税務署へご提出の場合

税務署窓口にて、「本人確認書類の提示」が必要になります。
※必要な持ち物…本人確認書類(提示のみ)

■ 商工会議所窓口へご提出の場合

商工会議所窓口にて、「本人確認書類の写しの添付(提出)」が必要になります。ご用意ください。また、マイナンバーを一時的に保管するにあたり委任状が必要になります。印鑑をご持参ください。
※必要な持ち物…本人確認書類のコピー(提出用)、印鑑

お問合せ 中小企業相談所 TEL:0565-32-4593

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの?

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

TEL:050-5541-7171
(共済相談室)

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai